

注意

表の見方	●:ないと手続きできない持ち物	○:なくても手続きできる場合がある持ち物	転出
	窓セ:◎印がある手続きは窓口センターでも可能	郵送・Web:「郵送」「Web」でも手続き可能	
●本人確認書類	様々な手続きで本人確認書類が必要です。運転免許証、顔写真付きマイナンバーカード、在留カードなどをお持ちください。		
委任状	本人以外が手続きする場合は委任状が必要なことがあります。詳細は各担当窓口へお問い合わせください。		

マイナンバーカード

未受取のマイナンバーカード受取り	つくば市でマイナンバーカードを申請し、まだ受け取っていない方は、 転出届前 に受取りをお願いします。転出届を出してしまうと、受取りができなくなり、転入先住所地で再申請となります。なお、転出届時点でカードが出来上がっておらず、受取りができないこともありますのでご了承ください。
------------------	--

※日本人が国外転出をする場合、原則マイナンバーカードの国外継続利用手続きが必要です。

手続き	窓口	必要書類（本人確認書類以外）	対象者	備考	窓セ	郵送Web
マイナンバーカード 国外継続利用手続き	1F 市民 窓口課	●マイナンバーカード ●暗証番号(4桁数字のもの)	マイナンバーカードをお持ちの方 (暗証番号がわかれば同一世帯の方も手続き可)	国外転出予定日の前日までに手続きをしてください。	◎	-
マイナンバーカード 署名用電子証明書再発行 利用者証明用電子証明書再発行		●マイナンバーカード ※本人以外は、以下の書類も必要 《同一世帯員による手続きの場合》 ●暗証番号(4桁数字、6～16桁英数字)を記入し封入封緘した書類 ●委任状 《同一世帯員以外の代理人による手続きの場合》 ●照会書兼回答書 ●委任状	マイナンバーカードをお持ちの方	同一世帯員以外の代理人による手続きをご希望の場合は、事前にお問い合わせください。	◎	-

国保・年金

国民健康保険証 喪失	1F ⑧	国民健康保険課	○加入者の資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか ●パスポート(外国籍で在留資格特定活動の方) ○マイナンバーがわかるもの	つくば市の国民健康保険に加入中の方		◎	-
国民健康保険 世帯主変更				国民健康保険加入者がいる世帯から転出する世帯主の方	納税義務者が変わります。	◎	-
年金 資格喪失（海外への転出）	1F ⑥	医療年金課	○年金手帳(お持ちの方) ○マイナンバーがわかるもの	20歳以上で国民年金に加入している方	国内への転出は手続き不要です。	◎	郵送

こども

児童手当 資格消滅届・別居監護申立	1F ③	こども政策課		高校生年代までのお子様がいる、児童手当を受給中の方のうち、受給者またはお子様が転出する方		◎	郵送Web
医療福祉費支給制度（マル福） 受給者証返却 交付状況証明書発行	1F ④	医療年金課	○マル福受給者証	高校生年代までのお子様で、マル福を受給している方	交付状況証明書の発行は県内に転出する方のみです。県外への転出の方は手続き不要です。（つくば市のマル福は転出日以降は使用できません。）	◎	郵送Web
養育医療給付金事業 養育医療券の手続き案内	2F ④②	こども未来センター	●養育医療券	養育医療給付事業の対象であるお子様とその扶養義務者の方（対象のお子様が入院中の場合に限る）			
小・中学校／義務教育学校 学区外就学	4F	学務課		小・中学校／義務教育学校に就学中で、引き続きつくば市の学校へ就学を希望するお子様	原則転出届と同日に手続きしてください。	-	-
保育所 退所手続き	1F ①	幼児保育課		市内の認可保育所等を利用しているお子様（同じ保育施設を継続利用する場合も含む）		-	郵送Web

ひとり親

児童扶養手当 変更届／資格喪失届	1F ③	こども政策課		高校生年代までのお子様がいる、児童扶養手当を受給している方		-	-
ひとり親家庭等児童福祉金 支給要件消滅届				中学生以下のお子様がいる、ひとり親家庭等児童福祉金を受給している方		-	-
医療福祉費支給制度（マル福） 受給者証返却 交付状況証明書発行	1F ④	医療年金課	○マル福受給者証	高校生年代までのお子様がいるひとり親世帯で、マル福を受給している方	交付状況証明書の発行は県内に転出する方のみです。県外への転出の方は手続き不要です。（つくば市のマル福は転出日以降は使用できません。）	◎	郵送Web

妊娠

医療福祉費支給制度（マル福） 受給者証返却 交付状況証明書発行	1F ④	医療年金課	○マル福受給者証	妊娠中の方で、マル福を受給している方	交付状況証明書の発行は県内に転出する方のみです。県外への転出の方は手続き不要です。（つくば市のマル福は転出日以降は使用できません。）	◎	郵送Web
---------------------------------------	---------	-------	----------	--------------------	--	---	-------

高齢

後期高齢者医療資格確認書 返却	1F ⑤	医療年金課	●後期高齢者医療資格確認書	75歳以上の方 または65歳から74歳で後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方		-	-
介護保険被保険者証 返却	1F ②⑤	介護保険課	●介護保険被保険者証 ○マイナンバーがわかるもの 要介護・要支援認定を受けている方は以下も必要。 ●介護保険負担割合証 ●介護保険負担限度額認定証(お持ちの方)	65歳以上の方 または40歳以上で介護保険証をお持ちの方		-	-

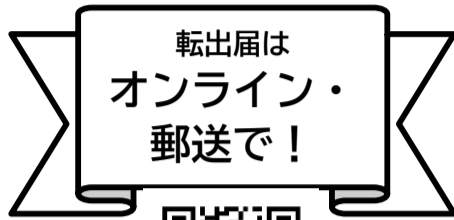
障害

各種手当 住所変更	2F ③⑨	障害福祉課		以下の各手当を受給中の方(支給停止者含む)で海外転出の方 ・特別児童扶養手当 ・つくば市在宅障害児福祉手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・経過的手当	国内への転出の方はつくば市での手続きは不要です。	-	-
各種福祉サービス受給者証 返却			●各種福祉サービス受給者証 ○マイナンバーがわかるもの	以下の受給者証をお持ちの方 ・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所支援受給者証	転出前にサービスを利用していた場合は、転入後すぐ新住所地で申請してください。	-	-
医療福祉費支給制度（マル福） 受給者証返却 交付状況証明書発行	1F ④	医療年金課	○マル福受給者証	各種手帳をお持ちの方等で、マル福を受給している方	交付状況証明書の発行は県内に転出する方のみです。県外への転出の方は手続き不要です。（つくば市のマル福は転出日以降は使用できません。）	◎	郵送Web

原付	125cc以下のバイク等 廃車登録	2F ㉓	市税総合窓口 ○標識交付証明書 ●ナンバープレート	原動機付自転車(125cc以下のバイク)・小型特殊自動車をお持ちの方で、定置場が変わる方	つくば駅前市民窓口センターでは平日午後4時30分以降及び土曜日は受付できません。	◎	郵送
水道 下水道	上下水道 使用中止届	1F ㉔	水道 お客様 センター	上下水道の使用をやめる方	電話でも手続きできます。	-	郵送 Web
市営 住宅	市営住宅 世帯員変更	3F	住宅 政策課	親族の住む市営住宅から転出される方	転出手続き前に手続きしてください。正式な手続きを経ないと、最高家賃となる場合があります。	-	郵送

他 海外へ転出する方: 納税管理人の申告や送付先の設定が必要な場合があります。(担当窓口: 市税総合窓口)

※つくば市で発行された印鑑登録証、国民健康保険の資格確認書、マル福受給者証、健診受診票、予防接種予診票などは、転出(予定)日をもって原則使えなくなりますので、使用しないようご注意ください。



転出届は
オンライン・
郵送で!



▲マイナポータル

【オンライン】

マイナポータルを利用してオンラインで転出届ができます。
新住所地へはマイナンバーカードを持参して転入届ができます。
——利用できる方——
・有効なマイナンバーカードを所持
・マイナンバーカードの署名用電子証明書が有効
・署名用電子証明書の暗証番号がわかる
・マイナンバーカード読取対応のパソコン・スマートフォンを所有
・引越した日から10日以内または引越し予定日まで30日以内

【郵送】

以下のものを表面右上住所に郵送してください。
転出証明書を返送します。
——必要なもの——
・転出届 (つくば市HPに様式があります。同内容を任意様式に記載するか、新住所地の様式を利用することも可です。)
・本人確認書類の写し
・返信用封筒(表に旧住所または新住所記載、110円切手貼付)

転入地での お手続き

- ①引越し
- ②①から14日以内に転入地の市区町村役場で転入届
——持ち物——
○本人確認書類
○転出証明書または特例転出処理をしたマイナンバーカード
○委任状(代理人の方。新住所で同一世帯の方は不要)
- 【以下はお持ちの方】
(書換え等するため引越す方全員分必要)
○在留カード ○特別永住者証明書
○マイナンバーカード ○住民基本台帳カード

転出証明書・特例転出のマイナンバーカードを紛失した。

転出証明書の再発行手続きをしてください。窓口・郵送で手続き可能です。

引越先・引越し日など予定の内容で転出届をしたが、その後予定が変更になった。

原則手続きは不要ですが、転入地の市区町村役場にお問い合わせください。なお、予定ではなく確定の内容で転出した(転出日が転出届出日より前)場合は原則変更できません。

転出届をしたが、引越しが取りやめになった。

転出取消届をしてください。窓口でのみ手続き可能です。転出証明書と本人確認書類が必要です。国民年金加入中に海外転出を取消した方は、1F⑥番窓口にて手続きをしてください。

引越してから14日以上経ってしまった。

転出証明書は有効ですので、速やかに転入届をしてください。マイナンバーカードで特例転出をした場合は、14日を過ぎると転入できないことがあります。転出証明書の再発行手続きをしてください。

転出

市役所内関連手続き

以下に必要な手続きや当てはまる項目がある場合は、転出届の他に各窓口で手続きが必要です。



つくば市役所 市民窓口課
R8.4発行
〒305-8555
つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL(代表)029-883-1111

- ①すぐ手続きできます。
- ②処理完了後呼びします。(呼出時不在の場合番号を掲示)
- ③②の後お手続きください。



市民窓口課 手続き

- 未受取マイナンバーカードの受取り
- マイナンバーカードの国外継続利用手続き(日本人が国外転出する場合)
※印鑑登録をしている方は、転出(予定)日で廃止となります。お手元の印鑑登録証は裁断・破棄してください。

他課 手続き

- 国民健康保険関係手続き(喪失届、世帯主変更)⑧
- 国民年金関係手続き(資格喪失または任意加入(海外転出のみ))⑥
- こども関係手続き(児童手当③、マル福④、小中学校[4F]、保育所①)
- ひとり親世帯関係手続き(児童扶養手当③、ひとり親家庭等児童福祉金③、マル福④)
- 妊娠関係手続き(マル福④)
- 高齢者関係手続き(後期高齢者医療保険⑤、介護保険⑤)
- 障害関係手続き(手当の住所変更2F③、マル福④等)
- 原付手続き2F③ ○水道手続き② ○市営住宅手続き[3F]



つくば市イメージキャラクター フックン船長

詳細は中面・裏面参照

※市役所以外に必要なお手続きについては記載しておりません。恐れ入りますがそれぞれご確認をお願いいたします。